

(平成24年4月18日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認京都地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年11月から57年3月まで

私は、昭和54年12月頃、集金人に勧められて、国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、母親と一緒に毎月集金人に納付していたのに、未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和56年4月から57年3月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、同年6月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿検索システムにより確認できることから、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、当該期間の保険料は過年度納付することが可能であり、社会保険事務所（当時）が保管している特殊台帳の昭和56年度摘要欄に被保険者からの申出により発行したものと考えられる「納付書」の押印が確認されることから、納付書の交付を受けた申立人が当該期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和54年11月から56年3月までについては、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、当該期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、当該期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付の対象とされていた期間ではなく、過年度保険料は集金人に納付できない上、上

記、申立人の特殊台帳にもこの期間について、「納付書」の押印は見当たらない。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 京都厚生年金 事案 2817

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係るA社（現在は、株式会社B）における厚生年金保険の資格取得日は昭和27年3月1日、資格喪失日は28年8月17日と認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、6,000円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月1日から同年7月21日まで  
② 昭和25年7月21日から29年7月21日まで

C株式会社における厚生年金保険の加入記録は、昭和29年4月1日から同年7月21日までとなっているが、中学校を卒業してすぐに公共職業安定所の紹介で同社に入社したので、実際に勤務したのは、25年4月1日から同年7月20日までの期間である。同年7月21日からは、A社に入社して29年7月21日まで勤務したが、当該期間（申立期間②）に係る同社の厚生年金保険の加入記録は無い。調査の上、申立期間①及び②について被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和27年3月1日から28年8月17日までの期間について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人については、健康保険には番号の記載はあるが、厚生年金保険の記号番号欄は空白となっていることが確認できる。

また、上記の被保険者名簿において、申立人と同日に資格取得していることが確認できる被保険者9人のうち6人について、申立人と同様に厚生年金保険の記号番号欄が空白となっていることが確認できるところ、当該

6人のうち2人については、いずれもオンライン記録において当該被保険者名簿に記載されている健康保険の被保険者期間と一致する厚生年金保険の被保険者期間が確認できる。

さらに、上記の被保険者名簿において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和25年11月1日から29年3月20日までの間に被保険者資格を取得したことが確認できる33人のうち、厚生年金保険の記号番号欄が空白となっていることが確認できるのは、27年3月1日に資格取得した申立人を含む7人のみであり、そのうち2人については上記のとおり厚生年金保険の加入記録が確認できる。

加えて、現在の事業主及び当時の複数の元同僚に照会したが、当該事業所において、申立期間②当時、従業員について、健康保険と厚生年金保険に別々に加入させる取扱いがなされていたことをうかがわせる供述及び関連資料等は得られなかったことなどから判断すると、当時、当該事業所では、健康保険に加入させた従業員について、同時に厚生年金保険にも加入させていた状況がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和27年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、28年8月17日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該事業所に係る上記の被保険者名簿における申立人の健康保険の記録から、6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、昭和25年7月21日から同年10月31日までの期間について、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、同年11月1日であり、それ以前の期間において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、申立期間②のうち、昭和25年11月1日から27年3月1日までの期間及び28年8月17日から29年7月21日までの期間（このうち、昭和29年4月1日から同年7月21日までの期間については、申立期間①に係るC株式会社（現在は、D有限会社）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の加入記録が確認できる。）について、株式会社Bの事業主に照会しても、「当時の事業主は既に死亡しており、資料も残っておらず、ほかに当時のことを知っている者もいないため、当時の健康保険や厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と供述している。

さらに、当時、当該事業所に勤務していたとする複数の元従業員に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述及び関連資料を

得ることはできない。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間②のうち、昭和27年3月1日から28年8月17日までの期間を除いた期間において申立人の氏名は記載されておらず、健康保険被保険者証の番号も連続しており、欠落は見られない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

他方、申立期間①について、C株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は、前述のとおり、昭和29年4月1日から同年7月21日までの期間となっているところ、申立人は、同社に実際に勤務したのは、25年4月1日から同年7月20日までの期間であったと主張している。

しかしながら、D有限会社に照会したところ、現在の事業主は、申立期間①当時の事業主は既に死亡し、当時の賃金台帳等の関連資料は保管していない旨回答しており、申立期間①における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、当時、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の従業員に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、C株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間①において申立人の氏名の記載は無く、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及び厚生年金保険被保険者番号払出簿においても申立人の資格取得日は昭和29年4月1日と記載されており、これらはいずれもオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び申立期間②のうち、昭和25年7月21日から27年3月1日までの期間及び28年8月17日から29年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、昭和43年1月25日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年2月1日から42年6月1日まで  
② 昭和43年1月25日から44年1月27日まで

私は、昭和42年2月にA株式会社へ入社し、Bとして株式会社Cへ出向していた。44年1月に株式会社Cの社員になり、退職する54年2月まで継続して勤務していたが、年金記録に空白期間がある。42年2月に入社してから44年1月に株式会社Cの社員になるまでは、A株式会社の社員として厚生年金保険に加入していたはずである。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年2月1日から44年1月26日までの期間について、A株式会社の出向社員として、株式会社Cに継続して勤務しており、同年1月27日に同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでは、A株式会社において、同資格を有していたと主張している。

申立期間②について、A株式会社及び出向先である株式会社Cの複数の元同僚が、「申立人は長期で休むことなく、継続して勤務していた。」と供述していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が、

株式会社Cにおいて勤務していたことが推認できる。

また、当時の厚生年金保険の取扱いについて、申立人を雇用していたA株式会社の元事業主に照会したところ、「出向や内勤にかかわらず、全従業員を加入させていた。」と供述している。

一方、社会保険事務所（当時）の記録では、A株式会社に係る事業所別被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和43年1月25日と記録されている。

しかしながら、当該名簿における申立人の「標準報酬月額の変せん」欄には、昭和43年10月1日付け定時決定に係る標準報酬月額の記録が記載されていることが確認できる。

上記の事実、上記の複数の元同僚の供述及びA株式会社の元事業主の供述から判断すると、申立人が、申立期間②のうち、少なくとも昭和43年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料をA株式会社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和43年1月25日から43年10月1日までの標準報酬月額については、申立人に係るオンライン記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料は現存せず、社会保険手続に関する業務は顧問税理士事務所に一任していたため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、昭和43年10月1日から44年1月27日までの期間については、複数の元同僚の供述から判断すると、申立人が引き続き株式会社Cにおいて勤務していたことは推認できるものの、申立人がA株式会社から株式会社Cに転籍したことを知る元同僚は、「申立人が、株式会社Cの社員になったことは知っているが、一見して、出向社員と直接雇用の社員とは区別がつかなかったもので、転籍した時期は分からない。」と回答していることなどから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料がA株式会社の事業主により給与から控除されていたことについて確認できない。

申立期間①については、申立人の出向先である株式会社Cの元同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、当該事業所において勤

務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録等によると、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和42年6月1日であることから、当該期間は適用事業所ではなかったことが認められるところ、当該事業所の元事業主は、「事業所の設立は昭和42年3月であり、社会保険に加入したのは、それよりも後のことである。」と供述している上、当該事業所は既に廃業しているため、当時の資料について確認することはできない。

また、申立期間①当時の事務処理を担当していた元専務に照会しても、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

さらに、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿において、元事業主及び複数の元同僚の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立人と同日である昭和42年6月1日と記載されており、これらはいずれも当該事業所が厚生年金保険に適用事業所に該当した日と同日である。

このほか、申立人の申立期間①及び申立期間②のうち、昭和43年10月1日から44年1月27日における申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び申立期間②のうち、昭和43年10月1日から44年1月27日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年9月から60年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年9月から60年7月まで

申立期間の国民年金保険料は、A市B区のC町に在った、D店に勤務していた頃、給料から引かれていた記憶が有る。同店を退社後、E社に入社し、C町に在った同社の系列店で働いていた時も給料から保険料を引かれていたので、納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は、A市B区内に在った勤務先の給料から引かれていたため、保険料を納付していたはずであると主張している。

しかしながら、申立人の主張どおりに国民年金保険料を納付するには、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、F県内全てを対象に「G（漢字）」、「H（カナ）」及び「I（カナ）」で検索したが、申立期間当時に同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、F県J市の国民年金被保険者カードの記録により、平成3年5月に同市において払い出されたものと推認できることから、申立人はこの頃国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、この時点では、申立期間は、既に時効により国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年7月から63年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年7月から63年6月まで

私は、昭和61年6月まで国民年金保険料を付加保険料と併せて納付していたが、同年7月から62年3月までの保険料については、A市B区役所で免除申請を行った。同年4月以降の保険料についても免除申請を行っているのに、申立期間が免除とされていないことには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、免除申請を行い、承認されていたと主張している。

しかしながら、申立人が、申立期間の国民年金保険料の免除承認を受けるためには、毎年度免除申請を行った上、当該期間の免除承認を受ける必要があるが、A市が保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストでは、申立期間は、定額保険料及び付加保険料が未納であると記録され、保険料が免除されたことを示す記録は無く、これは、オンライン記録とも一致していることから、申立人は、申立期間の保険料を免除されなかったものと考えられる。

なお、申立人は、昭和63年10月に国民年金保険料の免除申請を行っていることがオンライン記録により確認できるものの、当時の申請免除の始期は、「申請日の属する月前の直近の基準月」とされていたことから、昭和63年度の保険料が、基準月である昭和63年7月から申請免除となっていることに不自然さは見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、昭和36年4月頃に町役場から国民年金の加入勧奨に来られた際、元夫が船員保険に入っていると断ったが、担当者から「受給額は少しでも多いほうが良い。」と言われたので、自身のみ加入手続を行い、国民年金保険料は集金人に納付していた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、元夫が船員保険に加入していた昭和36年4月頃に、自身についてのみ国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を、集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号（\*、以下「手番①」という。）は、昭和36年3月に元夫と連番で払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できるものの、申立期間において、申立人の元夫が船員保険被保険者であれば、申立人の国民年金被保険者資格種別は任意となるどころ、同年4月1日付け強制的資格で取得し、元夫も国民年金被保険者であることがオンライン記録において確認でき、申立内容とは符合しない。

なお、申立人の元夫については、上記の加入当時、厚生年金保険被保険者であったことが判明したため、平成15年6月に資格記録が訂正されている。

また、上記の資格記録の訂正がなされるまでは、申立人及び元夫は、共

に申立期間の国民年金保険料が未納であることがオンライン記録において確認できる。

さらに、申立人及び元夫には、昭和 39 年 3 月に上記とは別の国民年金手帳記号番号が改めて連番で払い出された上、取消処理された内容の記載が同手帳記号番号払出簿において確認できるとともに、申立人及び元夫は、共に申立期間直後の同年 4 月から国民年金保険料の納付を開始していることがオンライン記録により確認できる。

これらのことを踏まえると、国民年金制度発足当時に、行政側は元夫が厚生年金保険被保険者であることを認識していなかったことから、申立人を強制加入対象者として手番①が払い出されたものの、国民年金保険料は納付されず、その後、昭和 39 年 3 月に改めて加入手続が行われたことを契機に、申立人及び元夫は保険料の納付を開始したとみるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの期間、40年1月から42年2月までの期間及び同年3月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで  
② 昭和40年1月から42年2月まで  
③ 昭和42年3月から61年3月まで

20歳になった頃に、母親がA市B区C（現在は、D区）で国民年金の加入手続を行ってくれ、国民年金保険料は母親に渡し、集金人に納付してもらっていた。昭和42年3月に美容室を開業するため同市E区に引っ越してからは自分で集金人に納付していた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和35年\*月頃にその母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を集金人に納付してくれ、申立期間③については自身が納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年12月にA市B区で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人はこの頃国民年金に加入したものと推認でき、申立内容とは符合しない上、加入時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できず、これを納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、申立人からは遡って納付したとの主張は無い。

また、申立期間②について、特殊台帳では、国民年金保険料が納付され

た形跡は見当たらず、これは、オンライン記録と一致している。

さらに、A市E区へ転居後の申立期間③について、i) 同市が昭和52年4月から平成12年3月までの申立人に係る国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストは、D区で作成されている上、「不在関係者」と記録され、当該期間の保険料が納付された形跡が見当たらないこと、ii) 特殊台帳では、住所地として「A市B区C」の記載があるのみで、転居後のE区に係る住所地の記載は無く、昭和49年度以後は「不在被保険者」とされていることを踏まえると、申立人は、同区へ転居後、申立期間当時に、同区での保険料納付の前提となる国民年金に係る住所変更手続を行わなかったことから、行政側は、申立人の所在を把握できず、不在被保険者として取り扱っていたものと推認できる。

加えて、申立期間①、②及び③は、延べ25年度291か月間に及び、これほど長期間、行政側が事務処理を誤るとは考え難い。

また、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、F県内全てを対象に「G（漢字）」及び「H（カナ）」で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成11年5月から12年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年5月から12年2月まで

私は、会社を退職した際、友人から国民健康保険と国民年金は、収入が無ければ保険料の減免が受けられると教えてもらった。私は、早速ハローワークに行って「雇用保険受給資格者証」を受け取り、平成11年5月頃、A市B区役所で国民健康保険の減免申請を行い、次に国民年金の加入手続と国民年金保険料の免除申請を行った。申立期間の保険料が免除になっていないことには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成11年5月頃にA市B区役所で国民年金の加入手続を行った上、申立期間について、国民年金保険料の免除申請を行ったと主張している。

しかしながら、申立期間について、国民年金保険料の納付が免除されるためには、申立人は平成11年5月7日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、同年6月末までの間に、A市で国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る国民年金被保険者資格を取得した上、免除申請を行う必要があるが、同市が平成11年度末までの国民年金の加入状況等を記録している国民年金収滞納リストに、申立人は登録されておらず、同市では申立期間当時、申立人を国民年金被保険者として管理していなかったものと考えられる。

また、上記のことは、国民年金未加入者に対して加入の勧奨を行うことを目的とする「未加入期間国年適用勧奨」の対象者として、平成13年2月20日に、申立人に係るリストが作成されていることがオンライン記録によ

り確認できることとも整合し、申立人は、申立期間について、免除申請は行えなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の基礎年金番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者となることはできない期間であったことから厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 3 月 21 日から 17 年 9 月 1 日まで

平成 17 年に、株式会社 A の事業主である代表取締役から、社会保険料の滞納があり、社会保険事務所（当時）に払えないので、私の被保険者資格を取得日（平成 13 年 3 月 21 日）まで遡って取り消してよいかと言われ、意味は分からなかったが、その旨了承した。申立期間中は、給与から厚生年金保険料を控除されており、各医療機関においても健康保険被保険者証を使用していた記憶がある。申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の株式会社 A における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、当初、平成 13 年 3 月 21 日と記録されていたところ、当該取得日より約 4 年半後の平成 17 年 11 月 10 日に遡及して取消処理がされていることが確認できる。

しかし、株式会社 A の元事業主に照会したところ、「申立人には、社会保険や税務関係の仕事を委託していたのみであり、雇用関係は無かった。当社の従業員として給料を支払ったことも無い。当時、社会保険料の納付相談で、社会保険事務所（当時）に呼び出されたときに、申立人が自らの資格取得届を提出していたことを初めて知り、適切な届出を行うよう行政指導を受け、資格取得の取消届出を提出した。」旨供述しているところ、株式会社 A が社会保険事務所に提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取

得届（取消）に添付している遅延理由書には、「申立人については、当初から従業員として給与の支払等はない。」旨を当該事業主が証明している記載が確認できる。

また、申立期間当時の元同僚は、申立人について記憶しておらず、申立人の勤務実態について供述を得ることはできない。

さらに、当時、社会保険事務所は、申立人に対して「健康保険被保険者証の無効通知及びその返納について」（平成17年11月1日付け第\*号）により通知しており、当該通知には、「株式会社Aにおいて平成13年3月21日付で健康保険及び厚生年金保険の資格を取得されましたが、当初から従業員としての勤務及び給与支払がないということを確認いたしました。」と記載されていることが確認できる。

加えて、株式会社Aの平成17年度滞納処分票に記載されている有限会社Bの法人登記簿謄本に、申立人が取締役（平成14年6月6日就任）であることが確認でき、有限会社Bの元事業主に照会したところ、「株式会社Aとは、税務関係及び社会保険等の業務委託の商取引関係であり、その業務は申立人が行っていた。」、「申立人は、有限会社Bに常勤で勤務していたが、私は、平成17年に代表取締役を退任したので、それ以後のことは分からない。」と供述しており、有限会社Bに係る新規適用届（事業所台帳）の特記事項欄にも、「申立人は後日役員に選任予定であるが、実質、当社の経営者である（平成14年5月21日）。」と記載されていることが確認できることから判断すると、当時、申立人が有限会社Bに勤務していたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る株式会社Aでの勤務を確認できる関連資料は無く、これをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間については、事実即した処理であると考えられることから、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者となることはできない期間であったことから厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 7 月 1 日から 57 年 10 月 1 日まで  
② 昭和 60 年 8 月 1 日から平成元年 10 月 1 日まで  
有限会社Aの勤務期間のうち、一部の期間について、実際に支給された給与額と日本年金機構に記録されている標準報酬月額が相違していることが分かった。申立期間①及び②においては 32 万円から 35 万円の給与をもらっており、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間①及び②を通して、給与の総支給額が最低 32 万円から 35 万円はあったと主張しているが、申立人は申立期間当時の給与明細書等の資料は所持しておらず、申立期間に係る給与の総支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することはできない。

また、有限会社Aに照会したところ、「平成 20 年に代表者が替わり、前代表者が 23 年 5 月までは書類を保管していたが、その後、10 年以上前の書類は廃棄した。当時の事務員及び社会保険労務士も既に死亡しており、当時の社会保険に係る届出内容、厚生年金保険料の控除額及び納付額について不明である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、当該事業所の複数の元同僚に照会したが、回答のあった複数の者は、「当時、支給されていた給料の額と標準報酬月額の記録に相違は無い。」と供述しており、申立内容について確認することができない。

加えて、有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された申立人の昭和62年10月までの標準報酬月額及び同社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載された資格喪失時における標準報酬月額（32万円）は、いずれもオンライン記録とも一致しており、社会保険事務所(当時)において不適切な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。